

第 7 9 号 議 案

新宿区地域包括支援センターにおける包括的支援
事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 1 9 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区地域包括支援センターにおける包括的支援事業
の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例

新宿区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成 27 年新宿区条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「員数」の次に「（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）第 140 条の 66 第 1 号イに規定する地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によるものとする。次項において同じ。）」を加え、同項第 3 号中「介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）」を「省令」に改め、同条第 3 項中「省令第 140 条の 66 第 1 号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）」を「運営協議会」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「前項各号」を「第 1 項各号」に改め、同項第 3 号中「前項第 1 号」を「第 1 項第 1 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の区分に応じ当該各号に定める員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲

げる者のうちから 2 人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 61 号）の施行による介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の改正に伴い、地域包括支援センターの人員配置基準を緩和するほか、規定を整備する必要があるため